平成２６年（フ）第２１５号
岡山県笠岡市小平井2935番地２　斉藤アパート８号
債務者　坂本ふじ子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２２８号
岡山県倉敷市浜ノ茶屋１丁目２番12号　コーポミニヨン101
債務者　藤原　真美
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２２９号
岡山県井原市木之子町121番地１　ブランドール・ヴィラ102号
債務者　中野　哲行
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
岡山県倉敷市上富井584番地14　メモリーコーポＡ―202
債務者　宮本　　一
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
福岡県行橋市大字天生田581番地　キャステル行橋101
債務者　吉永　健二
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
鹿児島県奄美市名瀬浦上町56番地７
債務者　田中　輝満
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第３７号
鹿児島県奄美市名瀬平松町332番地
債務者　里山　孔明
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第７８号
岩手県花巻市諏訪273番地３、旧住所岩手県花巻市大谷地598番地２ハイツランドＢ106号
債務者　安倍　将来
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１１０２号
埼玉県南埼玉郡宮代町中央３丁目２番６号
債務者　角田　信也
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１１号
埼玉県川口市大字安行領根岸2489番地　リバーサイド松原201号、旧住所埼玉県川口市大字安行領根岸1027番地の１　川口根岸パークホームズ弐番館203号室
債務者　佐藤　淑夫
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１２号
埼玉県川口市大字安行領根岸2489番地　リバーサイド松原201号、旧住所埼玉県川口市大字安行領根岸1027番地の１　川口根岸パークホームズ弐番館203号室
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４８１号
埼玉県越谷市花田７丁目10番地11　パークサイド花田102号
債務者　渡邊　綱大
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２７５号
埼玉県大里郡寄居町大字用土349―１　グリーンガーデン寄居210、住民票上の住所埼玉県さいたま市岩槻区宮町２丁目３番32号
債務者　小山田信太郎
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２９８号
埼玉県東松山市幸町15番８号　エクセレンテ・幸町102号室
債務者　山田エドナこと　ヤマダ　エドナ　クダル
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３０２号
埼玉県東松山市材木町16番23号　サニーライフ東松山213号室
債務者　山田　順一
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１９号
千葉県香取市佐原イ2650番地１　サニータウンＣ号
債務者　大藏　美幸
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
千葉地方裁判所佐原支部